

○坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金交付要綱

平成22年3月12日告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂城スマートタウン構想に基づき、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用スマートエネルギー設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用スマートエネルギー設備 住宅用太陽光発電システム、家庭用定置型蓄電システム、電気自動車等充給電設備、家庭用エネルギー管理システム及び電気自動車をいう。
- (2) 専用住宅 専ら居住の用に供する住宅をいう。
- (3) 併用住宅 居住用と業務用とを併用する目的の住宅で、同一人が両方を使用する住宅をいう。
- (4) 電気自動車等 搭載された電池に蓄えられた電気をエネルギー源とし、電動機で走行する自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら居住する（居住する予定の場合も含む。）町内の専用住宅若しくは併用住宅に住宅用スマートエネルギー設備（別表の左欄に掲げるシステムの区分に応じ、同表の中欄に掲げるシステム（既にこの補助事業の対象となったものを除く。以下「対象システム」という。）に限る。）を設置し、又は対象システムを設置した未入居の町内の専用住宅若しくは併用住宅を自ら居住するために購入しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金は交付しない。

- (1) 法人
- (2) 専用住宅又は併用住宅を借りている者で、書面による賃貸人の設置承諾を得られないもの
- (3) 既にこの補助事業の補助金（同種のシステムに係るものに限る。）の交付を受けたことのある者
- (4) この補助事業の補助金を受けて対象システムを設置し、又は購入した住宅に当該補助金に係る対象システムと同種のシステムを設置しようとする者
- (5) 自動車検査証に記載された所有者又は使用者が申請者と同一でないもの
- (6) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が申請者の住所と同一でないもの
- (7) 町税等を滞納している者

(経費及び補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、対象システムの設置に要する経費として、当該対象システムの区分に応じ、別表の右欄に掲げる額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムの設置工事の着工前（対象システムが設置された住宅又は電気自動車を購入しようとする場合にあつては、購入前）に坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書又は契約書の写し
- (2) 事業着手前の写真（住宅又は電気自動車を購入しようとする場合を除く。）
- (3) 設置予定個所の位置図
- (4) システムの形状及び規模が分かるもの（住宅用太陽光発電システムの設置又は電気自動車の購入に限る。）
- (5) 対象システムの品名（型式）等が確認できるカタログ等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付するものと決定した者に対しては、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定した者に対しては、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けたのち、補助金申請の内容を変更しようとするとき、又は補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助対象者は、補助事業完了後1箇月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に要した費用の支払内容が分かる領収書の写し
- (2) 対象システムの設置状態を示す写真
- (3) 設置した対象システムの出荷証明書の写し若しくは保証書の写し又はこれらに代わるもの（住宅用太陽光発電システムを設置した場合にあつては、出力対比表の写し又はこれに代わるもの）
- (4) 電力会社との発電設備の連系に関するお知らせの写し（住宅用太陽光発電システムを設置した場合に限る。）
- (5) 設置した電気自動車等充電設備と連携させる電気自動車等の自動車検査証の写し又は契約書の写し（電気自動車等充電設備及び電気自動車の設置に限る。）
- (6) 電気自動車等と連携させる電気自動車等充電設備の契約書の写し又は保証書の写し（電気自動車の設置に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付を請求しようとする者は、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金交付請求書（様式第7号）及び前条に規定する交付額確定通知書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

(協力)

第11条 補助対象者は、町長から補助対象システムに係るデータ等の資料の提出を求められたときは、これに協力するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日告示第10号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（令和5年6月5日告示第31号）

(施行期日)

第1条 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱施行の際、令和5年4月1日以降に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日までに提出された改正前の要綱中家庭用燃料電池システムに係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

システムの区分	補助対象システム	対象経費
住宅用太陽光発電システム	住宅で消費する電気を太陽光から直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成され、余剰電力を電力会社に供給することができる機能を備えた装置であって、当該太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満の未使用のもの	システムの設置に要する経費に対し、1キロワット当たり15,000円とし、当該金額に太陽電池の最大出力の値（キロワット単位とし、小数点第2位未満の端数は切り捨てるものとする。）を乗じて算出した額。
家庭用定置型蓄電システム	電力変換装置が一体的に構成されている未使用のもの	システムの設置に要する経費に対し、3分の1以内の額。ただし、当該額が20万円を超えるときは、20万円とする。
電気自動車等充給電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる未使用のもの	システムの設置に要する経費に対し、10分の1以内の額。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円とする。
家庭用エネルギー管理システム	住宅の機器及び電気設備に接続し、エネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているシステムであり、「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載している未使用のもの	システムの設置に要する経費に対し、3分の1以内の額。ただし、当該額が5万円を超えるときは、5万円とする。
電気自動車	住宅との間で相互に電力を供給できる機能を有し、自家用の新車として購入した未使用のもの（自動車車検証の燃料の種類が電気のみであること。）	電気自動車の購入に要する経費に対して10分の1以内の額。ただし、当該額が10万円を超えるときは、10万円とする。
備考 対象経費に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		

様式第1号（第5条関係）

坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金交付申請書

年 月 日

坂城町長

様

申請者住所 〒

氏 名

電 話 番 号

年度において、坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業対象システムを設置したいので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、申請に当たって、私の町税・使用料・負担金等の納税・納付状況調査を町が行うことに同意します。

記

設置場所	坂城町大字
対象システム	
システムの名称・型番 (メーカー・種類等)	
交付申請額	¥ (内訳：)
住宅等所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()
事業着工予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
設置する太陽電池の 最大出力合計値 ※	k W (内訳：)
電灯契約者氏名 ※	

◎添付書類

- 1 見積書又は契約書の写し(経費の内訳が明記されているもの)
- 2 事業着手前の写真(建売住宅又は電気自動車の購入は除く)
- 3 設置予定箇所の位置図
- 4 システムの形状及び製品詳細、規模が分かるもの(カタログ等)
- 5 申請者と住宅所有者が異なる場合は、所有者の設置承諾書
- 6 その他町長が必要と認める書類

※住宅用太陽光発電システム設置の場合のみ記入

様式第2号（第6条関係）

坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付
決定通知書

坂城町指令 第 号
年 月 日

様

坂城町長

年 月 日付けで申請のあった坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業に伴う補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 金 _____ 円

2 交付条件

- [1] 設置完了予定年月日（ 年 月 日）までに完了すること。
- [2] 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、変更承認申請により町長の承認を受けること。
- [3] 実績報告書は、補助事業完了後1箇月以内又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出すること。
- [4] 申請者は、町長から月別発電実績又は売電量及び買電量データ等の資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金不交付
決定通知書

坂城町指令 第 号
年 月 日

様

坂城町長

年 月 日付けで申請のあった坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業
に伴う補助金の交付については、次の理由により不交付とする。

（理 由）

様式第4号（第7条関係）

坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

坂城町長

様

申請者住所 坂城町大字

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け坂城町指令 坂企第 号をもって補助金交付決定のあった坂城町スマートエネルギー設備導入事業を下記のとおり変更（中止）したいので承認願います。

記

1 変更（中止）理由

（添付書類）変更設計書、変更見積書及び契約書

2 対象システム

様式第5号（第8条関係）

坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業実績報告書

年 月 日

坂城町長 様

申請者住所 坂城町大字

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け坂城町指令 坂企第 号で補助金交付決定のあった坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- [1] システムの設置に要した費用の支払の内容が分かる領収書の写し
- [2] システムの設置状態を示す写真
- [3] 設置した設備の出荷証明書の写し若しくは保証書の写し又はこれらに代わるもの
(住宅用太陽光発電システムを設置した場合にあっては出力対比表の写し又はこれに代わるもの)
- [4] 電力会社との電灯契約書及び余剰電力の売買契約書の写し
(住宅用太陽光発電システムのみ)
- [5] 設置した電気自動車等充電設備と連携させる電気自動車等の自動車検査証の写し又は契約書の写し（電気自動車等充電設備及び電気自動車の設置のみ）
- [6] 電気自動車と連携させる電気自動車等充電設備の契約書の写し又は保証書の写し
(電気自動車の設置のみ)
- [7] その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付額
確定通知書

坂城町指令 第 号
年 月 日

様

坂城町長

年 月 日付けで申請のあった坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業に伴う補助金の交付については、下記のとおり交付額が確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第7号（第10条関係）

坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書

年 月 日

坂城町長

殿

申請者住所 坂城町大字

氏 名

印

電 話 番 号

年 月 日付け坂城町指令 第 号で補助金額の確定があった
坂城町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金 融 機 関 名	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店 支所
口 座 番 号	当座・普通	
ふ 口 座 名 義		